

◆宮城県公害防止条例 抜粋◆

(飲食店営業等に係る音量制限等)

第61条 飲食店営業その他の営業であつて規則で定めるもの(以下「飲食店営業等」という。)を営む者は、午後10時から翌日の午前6時までの間においては、当該営業を営むことによつて発生する騒音について、規則で定める規制基準を遵守しなければならない。

(深夜における音響機器の使用禁止等)

第62条 飲食店営業等を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、規則で定める区域内にある営業所において、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が外部に漏れない営業所においては、この限りでない。

(利用者の責務)

第63条 飲食店営業等の営業所を利用する者は、その利用に際し、騒音を発生させることにより夜間における周辺の静穏を損なうことのないように努めなければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第64条 知事は、飲食店営業等を営む者が第61条第1項又は第62条第1項の規定に違反することにより、その営業所の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止を勧告し、又は期限を定めて施設の改善若しくは使用の方法の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、同項に規定する事態を除去するために必要な限度において、同項の規定する違反行為の停止を命じ、又は期限を定めて同項に規定する措置をとることを命ずることができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出て、検査を受けなければならない。

4 第61条第1項の規定に違反する場合における第1項及び第2項の規定は、一の営業が飲食店営業等となつた際現にその営業を営んでいる者については、当該営業が飲食店営業等となつた日から6月間は、適用しない。

(近隣の静穏保持義務)

第71条 何人も、日常生活において、みだりに騒音を発生させることのないように自ら配慮し、近隣の静穏を損なうことのないように努めなければならない。

罰 則

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

2 第64条第2項の規定による命令に違反した者

第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

3 第72条第1項、第2項若しくは第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

◆宮城県公害防止条例施行規則 抜粋◆

(飲食店営業等に係る深夜営業騒音の規制基準)

第18条 条例第61条第1項の規則で定める規制基準は、別表第4(中面参照)に掲げるとおりとする。

(音響機器の使用禁止区域)

第19条 条例第62条第1項の規則で定める区域は、県の区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する工業専用地域として定められている区域を除いた区域とする。

(音響機器の種類)

第20条 条例第62条第1項の規則で定める音響機器は、次のとおりとする。

1 カラオケ装置(伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)

2 有線放送受信機

3 コンパクトディスク・プレーヤー、レコード・プレーヤー及び録画盤の再生装置

4 録音再生装置(映像の再生を伴うものを含む。)

5 拡声装置(マイクロホン、増幅器及びラウドスピーカーを組み合わせ、人声等を拡大する装置をいう。)

6 楽器

★ 騒音についてのご相談、お問い合わせ先★

仙台市環境対策課推進係 TEL. 022-214-8221 まで

騒音計の貸し出しを行っています

☆ 飲食店営業者のみなさまへ ☆

カラオケの 騒音防止にご協力下さい!

カラオケは午後11時まで…。

でも、ちょっとまって!

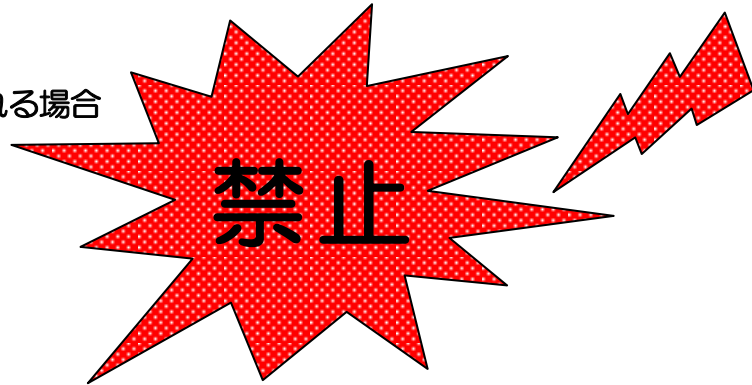


午後10時から午後11時まで
音量の制限があるってご存じですか?

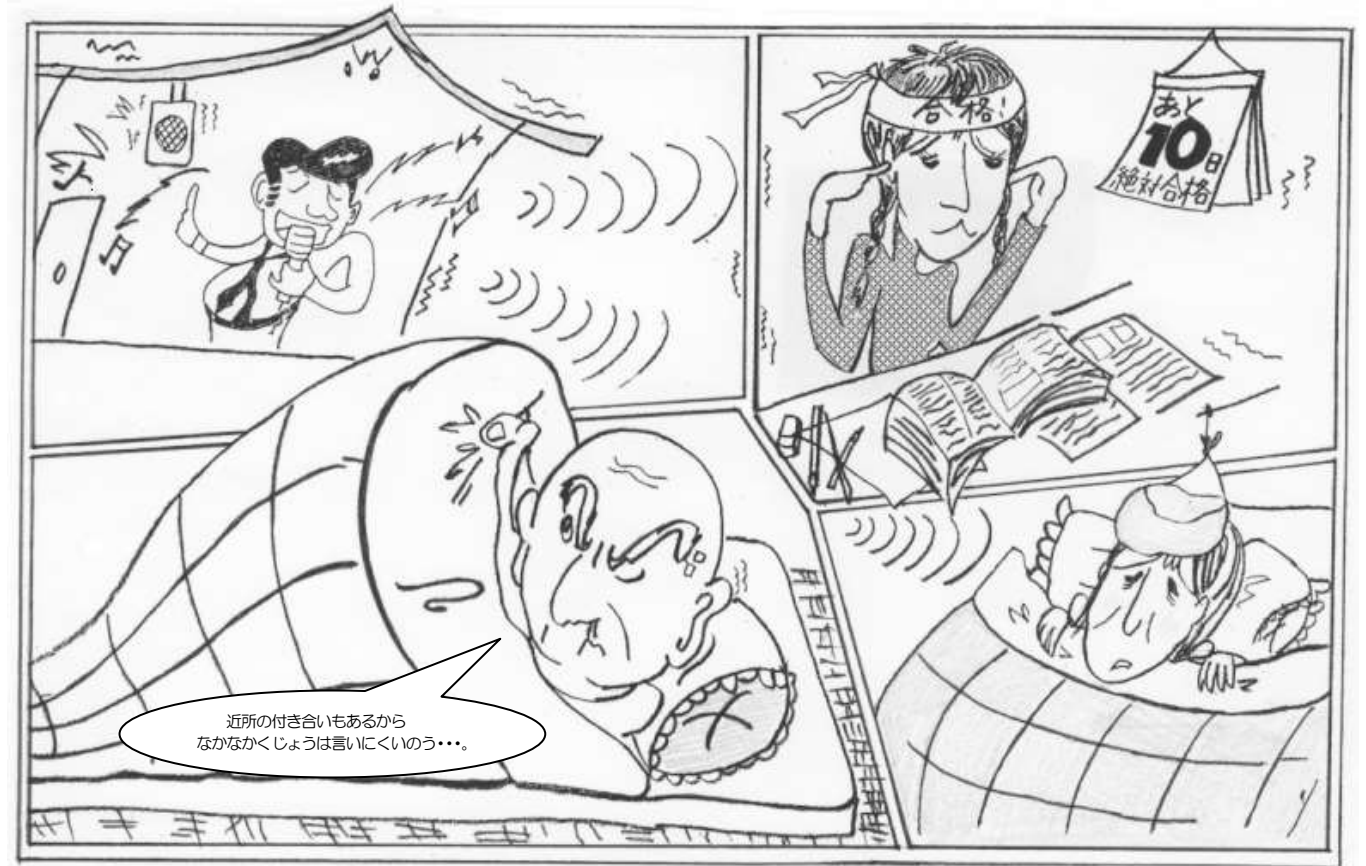
仙 台 市

最近カラオケによる騒音の苦情が増えていますが、あなたのお店はだいじょうぶ？

カラオケは 音が外に漏れる場合
午後 11:00 以降



午後 10:00～午後 11:00のあいだは 下表の規制値以内で！



別表第4（第18条関係） 飲食店営業等に係る深夜営業騒音の規制基準

お店のある地域（用途地域）		規制値 [dB:デシベル]
1	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	40
2	地区・地域の指定のない地域	45
3	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	50
4	工業地域	55

表に掲げる2～4の地域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準は、同表に定める値からそれぞれ5デシベル(dB)を減じた値とする。

苦情があったときには、苦情者の立場になり解決に向かって努力しましょう！

★騒音のない静かな街をつくりましょう・・・仙台市・・・★